

第 62 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第1事務局における共通専決事項の表 18 の部中 21 の項を 22 の項とし、15 の項から 20 の項までを1ずつ繰り下げ、同部 14 の項の次に次のように加える。

15 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の3の規定に基づく職員の高齢者部分休業の承認および承認の失効等に係る措置				○	
---	--	--	--	---	--

別表第1事務局における共通専決事項の表 24 の部1の項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」を「地公法」に改める。

別表第2第1号の表中 12 の部を削り、13 の部を 12 の部とする。

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表中 72 の部を 73 の部とし、65 の部から 71 の部までを1ずつ繰り下げ、同表 64 部の次に次のように加える。

65 地公法第26条の3の規定に基づく職員の高齢者部分休業の承認および承認の失効等に係る措置	○		
--	---	--	--

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

### 1 改正の理由

- ・定年引上げに伴い高齢者部分休業制度（※）が設けられたことから、当該休業に係る承認等の手続きについて、新たに教育委員会事務局の共通専決事項として定める。
- ・令和6年度から、博物館法の施行に関する事務を知事部局に補助執行させるため、教育総務課の専決事項から、当該業務に関する規定を削除する。

#### ※ 高齢者部分休業制度

地域ボランティア活動への従事など地域貢献・社会貢献、定年退職後の人生設計のための準備または加齢による諸事情への対応など、多様な働き方のニーズに応えることができるよう、定年退職前に勤務時間の一部を休業できる制度。

### 2 主な改正内容

#### 【高齢者部分休業関係】

- ・事務局における共通専決事項「18 組織および人事管理に関する事務」の部に、「15 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）26条の3の規定に基づく職員の部分休業の承認および承認の失効等に係る措置」を追加（別表第1関係）
- ・学校以外の教育機関の共通専決事項に「65 地公法26条の3の規定に基づく職員の部分休業の承認および承認の失効等に係る措置」を追加（別表第3関係）

#### 【補助執行関係】

- ・教育総務課個別専決事項から「12 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関する事務」を削除（別表第2第1号関係）

※詳細は新旧対照表を参照

### 3 施行日

令和6年4月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧						新											
本則および付則 省略						本則および付則 省略											
別表第1 事務局における共通専決事項						別表第1 事務局における共通専決事項											
事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要		
				教育次長	課長	係長						教育次長	課長	係長			
1～17 省略						1～17 省略											
18 組織	1～14 省略					18 組織	1～14 省略					18 組織	15 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の3の規定に基づく職員の高齢者部分休業の承認および承認の失効等に係				
および人事管理に関する事務	(新設)					および人事管理に関する事務						○					

	15~21 省略								
	(1)~(3) 省略								
19~23 省略									
24 退職 管理に 関する 事務	1 再就職者による依 頼等の承認(地方公 務員法(昭和25年法 律第261号。以下「地 公法」という。)第 38条の2第6項第6 号)				○				教育総務課 教職員課
	2 省略								

										る措置
	16~22 省略									
	(1)~(3) 省略									
19~23 省略										
24 退職 管理に 関する 事務	1 再就職者による依 頼等の承認(地公法 第38条の2第6項第6 号)				○					教育総務課 教職員課
	2 省略									

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	
1～11 省略							
12 博物館法(昭和26年法律第285号)の施行に 関する 事務	1 博物館の登録(第13条第1項)		○				
	2 博物館登録に係る学識経験者の意見の聴取(第13条第3項)				○		
	3 博物館登録事項等の変更(第15条第2項)		○				
	4 登録博物館設置者の定期報告の受理					○	

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	
1～11 省略							
(削除)							

<u>(第16条)</u>						
5	<u>登録博物館設置者への報告または資料の提出の要求(第17条)</u>	<u>○</u>				
6	<u>登録博物館設置者への勧告および命令(第18条第1項および第2項)</u>	<u>○</u>				
7	<u>博物館登録の取消し(第19条第1項)</u>	<u>○</u>				
8	<u>私立博物館への報告の要求(第29条第1項)</u>			<u>○</u>		
9	<u>私立博物館への指導または助言(第29条第2項)</u>			<u>○</u>		
10	<u>博物館に相当する施設の指定(第31条第1項)</u>	<u>○</u>				
11	<u>博物館に相当する施設の指定の取消し(第31条第2項)</u>	<u>○</u>				

12 博物館に相当する施設の設置者への指導または助言 (第31条第4項)				○					
13 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の施行に関すること。									
(1) 学芸員の無試験認定の受験資格の推薦 (第9条第3項)				○					
(2) 博物館に相当する施設への報告の要求 (第26条)		○							
13 省略									12 省略
(2)～(8) 省略									(2)～(8) 省略

別表第3 学校以外の教育機関の共通専決事項

事項	専決する者			摘要
	所長等	次長等	係長	
1～64 省略				
(新設)				
65～72 省略				

別表第3 学校以外の教育機関の共通専決事項

事項	専決する者			摘要
	所長等	次長等	係長	
1～64 省略				
65 地公法26条の3の規定に 基づく職員の高齢者部分休 業の承認および承認の失効 等に係る措置		○		
66～73 省略				



# シニア職員部分休業制度

シニア職員部分休業制度（地方公務員法および条例上は「高齢者部分休業制度」）は、地域ボランティア活動への従事など地域貢献・社会貢献、定年退職後の人生設計のための準備または加齢による諸事情への対応など、シニア職員の多様な働き方のニーズに応えることができるよう、定年退職前に勤務時間の一部を休業できる制度です。

本県では、令和4年10月に「滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例」が公布（令和5年4月1日施行）されました。

## 対象となる職員

61歳となる年度の4月1日以後の日から取得することができます。

※なお、地方公務員法第26条の3の規定により、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員含む。）および非常勤職員は対象外です。

## 休業時間・単位

勤務時間の始めまたは終わりに、1日当たり2時間を超えない範囲で、30分を単位に取得できます（始業時および終業時に分けて取得することも可能です。）。

## 休業期間

始期：61歳となる年度の4月1日以後の日（必ず4月1日から取得する必要はなく、例えば64歳となる年度の7月1日から定年退職日までを休業期間とした申請は可能）

終期：定年退職日まで※（取得事由が無くなった場合等は、取得を取り消すことができ、フルタイム勤務に復帰することが可能。なお、定年前再任用短時間勤務は、退職した後の再任用となるため、フルタイム勤務に戻ることはできません。）

## 取得要件

地域ボランティア活動への従事など地域貢献・社会貢献、定年退職後の人生設計のための準備または加齢による諸事情への対応などを目的に実施するものであり、公務の運営に支障がないと認められる場合に承認されます。